

令和元年度 障害者福祉に関する(量的・質的)モニタリングを踏まえた令和2年度の施策展開

・令和元年度は、障害者保健福祉計画(平成30年度～令和5年度)の2年目にあたり、同計画に基づき、施策を着実に進める年度である。
 ・施策は体系的に整理して推進している(障害者保健福祉計画p.18)ところであるが、その体系ごとに今年度の(量的・質的)モニタリングについて、以下のように整理を行った。

現計画における施策体系	量的モニタリング(平成30年度実績)			質的モニタリングで得られた主な意見 (令和元年度実施)	令和2年度施策展開
	重点分野を中心とした主な事業	左記事業の主な実績	左記事業の主な課題		
① 共生社会の実現に向けた 障害理解の促進と 権利擁護の推進	(1)理解促進・差別解消	・障害理解サポーター事業	障害理解サポーター養成研修 の受講者が増加(前年度比+369名)し、差別解消法や差別解消条例の理解が進んだ。	学校も含め、障害理解サポーター養成研修の周知を進める。	◎障害理解・差別解消 障害理解サポーター事業の推進やTAP・ウエルフェア等による市民向け啓発により理解啓発を行っている。 その他、目に見えない配慮を促すツールとして、ヘルプマーク(H30.12配布開始後5000個配布)の配布をおこなっており、その周知配布を図る。※① 特に、障害理解サポーター事業については、※②、※③の意見を踏まえ、研修先(企業や地域)や、複数の障害特性の当事者講師養成を図っていく、また、研修の際には条例の説明を行うことで、条例認知度向上を図る。※④ ※⑤楽天・ペガルタ公式戦等、多くの市民が集まる場で啓発を行ったが、令和2年度も異種の場を活用し啓発を行う ※⑥令和元年度は高校生を対象とした企画「ココロン・スクール(資料2)」を実施した。来年度は、教育局と連携し、中学生向けココロン・スクールを実施する。 ※⑦障害理解サポーター事業(当事者講師)の養成を行う。
	(2)虐待防止・成年後見制度等	・虐待防止体制の整備 ・成年後見制度の利用支援	相談受件数は前年度と比較して大幅に増加(+20名)した一方、虐待と判断した件数については前年度並(+2名)であった。	相談内容が多様化していることから虐待の判断が難しいケースが増加しており、判断基準について対応事例を積み重ねることが必要。	
	(1)早期発見・早期支援	・発達相談総合情報提供	相談に至る以前の保護者支援について、実務者とともに共有し、発達相談支援総合情報冊子30,000部を作成した。	より多くの発達に不安のある児童を抱える保護者へ情報提供できるよう、冊子の有効な活用方法について検討を行う。	
② 障害のある児童や発達に不安のある児童に対する支援の充実	(2)保育・療育	・児童発達支援センターによる支援の拡充 ・子育て・教育・福祉に係る機関と施策間の連携の強化	児童発達支援センターに対する月1回の連絡会でスキルアップを図ったほか、学齢期における連携の検討部会を開催した。	子育て・教育・福祉の相互理解・連携をより深めていく必要がある。	◎発達に不安のある子どもの家族 ※① ・今ほど障害児向けのサービスが充実していなかった頃の母親に比べ、今の若い母親は子供と向き合う時間が少なくなっているため、障害のある子供にどのように接したらよいかわからない場合が多く感じる。 ・サービスの選択方法や利用方法への関心は高いが、本当に困っていることは表に出さずに抱えていることが多い。
	(3)教育・発達支援	・幼稚園・保育所・学校等とアーチルの連携の強化	前年度比で保育所や学校への訪問支援や連絡票の件数が増加し、情報連携が強化したほか、研修等を通じて知識の習得を図った。	資料の作成が必要なケースについて教育局と整理する必要がある。	
	(4)放課後支援	・放課後等デイサービスによる支援	前年度比で事業所数が5か所増加し、このうち主に重症心身障害児を受け入れる事業所数は1か所増加した。	主に重症心身障害児受け入れ施設の更なる拡充のために整備を進める必要がある。	
	(5)家族支援	・障害のある方の家族支援等の推進	障害児者の一時預かりのニーズに資することで、障害児者及びその家族等のレスパイト(休息)に寄与した。	職員の不足等により新規登録者の受入れを停止している施設が多いため、レスパイト連絡協議会とともに今後の改善策の検討を行う必要がある。	
	(1)相談支援	・地域生活支援拠点整備 ・基幹相談支援センター設置	平成30年10月から地域生活支援拠点モデル事業を実施したほか、他都市調査を実施し、基幹相談支援センターに求められる機能や体制を整理した。	基幹相談支援センターの役割や機能をさらに整理、詳細化する必要がある。	
③ 地域での安定した生活を支援する体制の充実	(2)生活支援	・重症心身障害児者に対する入浴事業 ・医療型短期入所連携強化	入浴事業は宮城野障害者福祉センターのみの実施であった。また、重症心身障害児者等医療型短期入所コーディネート事業を平成30年7月から開始した。	入浴事業については、他の障害者福祉センターの対象者の掘り起こしを進める必要がある。	◎精神障害・発達障害 障害福祉サービスに関する情報については、インターネットや市政だより等からほぼ入手出来ている。 ◎視覚障害 ・団体・組織に属していないと、障害福祉サービスの情報が得られない。 ※① ◎発達に不安のある子どもの家族、法人・団体 ・高齢の保護者の負担軽減や「親なき後」の不安軽減のため、障害種別によらずグループホームへ入所することにより、安定した地域生活を送りたい。 ※② ◎難病患者・家族 ・難病と診断されたときに患者会や福祉サービスを紹介してもらえるよう、病院・行政・患者会の横のつながりがあれば良い。 ※③
	(3)居住支援	・障害の重度化・高齢化に応じたグループホームの整備促進	新規開設事業者に対して設備の設置費用や改修費用を助成したほか、共同生活住居の整備促進及び支援の質の向上を目的とする研修に要する費用を助成した。	補助事業を継続することで、さらなる質の向上を図る必要がある。	
	(4)地域移行・地域定着支援	・精神障害のある方の地域移行支援・地域定着支援	精神科病院における職員や長期入院患者を対象とした普及啓発活動のほか、精神保健福祉総合センター仙台や相談支援事業所等との協働による個別ケースの支援を行った。	実施医療機関数の増加、個別支援対象者数の拡大、ピアスタッフの支援技術の向上を図る必要がある。	
	(5)保健・医療・福祉連携	・ひきこもり者地域支援事業	年代や状態像に応じた相談支援を行ったほか、庁内外関係機関を構成機関とする拠点機能を本格稼働し、支援が途切れやすい事例などを中心に多機関協働での検討等を実施した。	拠点機能がより有効に活用されるための方策や、長期化・高齢化しているひきこもり者への必要なサービスや社会資源の開発・改善に向けた課題整理が必要。	
	(6)給付・手当等	・自立支援医療給付 ・心身障害者医療費の助成	医療に要する費用給付と医療費の保険診療による自己負担相当分の一部又は全部を助成した。	障害の軽減、除去、重度化防止のため、今後も適切かつ必要な給付を実施していく必要がある。	
	(1)早期発見・早期支援	・発達相談総合情報提供	相談に至る以前の保護者支援について、実務者とともに共有し、発達相談支援総合情報冊子30,000部を作成した。	より多くの発達に不安のある児童を抱える保護者へ情報提供できるよう、冊子の有効な活用方法について検討を行う。	
③ 地域での安定した生活を支援する体制の充実	(2)生活支援	・重症心身障害児者に対する入浴事業 ・医療型短期入所連携強化	入浴事業は宮城野障害者福祉センターのみの実施であった。また、重症心身障害児者等医療型短期入所コーディネート事業を平成30年7月から開始した。	入浴事業については、他の障害者福祉センターの対象者の掘り起こしを進める必要がある。	◎障害福祉サービス等の情報提供 ※① 障害種別に応じたわかりやすい情報の提供に配慮し、各種相談窓口やホームページ等での適切な情報提供に努める。 ◎相談支援 区役所・相談支援事業所をはじめとする相談支援体制の充実を図るとともに、より専門的・複雑な相談へも対応できる体制づくりを整備する。 ◎居住支援 ※② グループホームの整備促進を図るため、消防設備設置や施設改修費用への補助を継続するとともに、グループホーム連絡会と連携し、整備促進・支援の質の向上を図る。 ◎保健・医療・福祉連携 ※③ 医療的ケア児者支援・自殺対策・ひきこもり者支援など、障害種別や課題に応じた保健・医療・福祉の関係機関による協議の場を設定することにより、各分野の連携を強化し情報共有および課題解決に向けた検討を行う。

令和元年度 障害者福祉に関する(量的・質的)モニタリングを踏まえた令和2年度の施策展開

・令和元年度は、障害者保健福祉計画(平成30年度～令和5年度)の2年目にあたり、同計画に基づき、施策を着実に進める年度である。
 ・施策は体系的に整理して推進している(障害者保健福祉計画p.18)ところであるが、その体系ごとに今年度の(量的・質的)モニタリングについて、以下のように整理を行った。

現計画における施策体系	量的モニタリング(平成30年度実績)			質的モニタリングで得られた主な意見 (令和元年度実施)	令和2年度施策展開	
	重点分野を中心とした主な事業	左記事業の主な実績	左記事業の主な課題			
④ 生きがいにつながる就労と 社会参加の充実	(1)一般就労・福祉的就労	・障害者雇用マッチング強化 ・施設等自主製品の販売促進	マッチング強化事業を通じた障害者の採用数が増加 (前年度比+8名)した上、ふれあい製品販売を通して多くの障害者の社会参加推進を図った。	関係部局・機関との連携等を通じて、企業開拓や業務の掘り起こしや職場定着率の向上等を取り組むことで、質的な改善を図る必要がある。	◎視覚障害 視覚障害は理解がされにくく、一般就労に結びにくい※① ◎発達に不安のある子どもの家族 ジョブコーチ制度が脆弱。人材を育成するための研修会があればよい。※① ◎法人・団体 障害者の働き口がもっと増えればよい。効率だけでなく、仕事の切り出しという発想もほしい※①	◎就労 マッチング強化事業の取り組みにより、本市が支援する障害者雇用者数は増加している。また、広く一般企業に向け、障害者障害者雇用促進セミナーや雇用促進フォーラムの開催により、業務の切り出しや障害種別ごとの雇用事例等の紹介を行っており、今年度は知的障害者や視覚障害の雇用事例の紹介を行ったが、令和2年度も優良事例等の紹介により、民間企業に対して啓発を図る。※① ◎障害者スポーツ・パラリンピック 障害者スポーツ体験イベント・教室の実施とともに、イタリアパラチーム仙台キャンプを活用したイベント等により、市民向けの障害理解啓発を図る。※② パラリンピックを一過性のイベントとしないため、競技者に対するサポートも含めた、障害者スポーツボランティア活動の支援を行う。※③ ◎当事者活動 障害理解サポーター事業(当事者講師)に繋ぐことにより、当事者の生きがい、障害理解啓発活動両面につなげる※④ ◎移動・外出支援・意思疎通支援 人材確保セミナー・学生向け就職交流会等の実施を行う※⑤ 手話通訳については、経験豊富な通訳者に依頼が偏りがちであるため、経験の浅い(比較的若い)方への研修や、通訳機会を増やすことにより、養成を図る。※⑥
	(2)日中活動	・障害者福祉センター運営管理	自立訓練や生活介護事業といった障害福祉サービスの提供のみならず、各種講習会やイベントの開催を通じて、地域の障害者福祉の拠点施設としての役割を一定程度果たした。	接遇面の更なる向上や分かりやすい情報提供に取り組むとともに、福祉避難所の体制づくりに向けて地域とのつながりをより強化する取組みを推進していく。	◎障害者スポーツ団体 学校在学中はサポートが多いが、卒業すると支援が少ない。社会としてサポートを継続していくことが必要。※③	
	(3)スポーツ・レクリエーション・芸術文化	・2020東京パラリンピックに向けた障害理解促進事業	障害者スポーツ体験イベント・教室の参加者が増加 (前年度比+147名)し、競技レベルの向上と技術の習得を図った。	パラリンピックにより高まった障害者スポーツへの関心を継続させる必要がある。	◎肢体不自由 バリアフリーや障害理解を考える契機としてパラリンピックを活用すべき。※② ◎聴覚障害 講演会やコンサート等に情報保障が導入できないか。 ◎障害者スポーツ関係団体 パラリンピックは障害者スポーツに関心を持つ機会になるかと思うが、一時的に盛り上がるだけでなく、継続していくことが重要。※②	
	(4)当事者活動	・知的障害のある方の本人活動の支援 ・精神障害のある方の障害者ボランティア活動の支援	知的障害のある方や精神障害のある方が計画したボランティア活動や交流会等活動を支援し、社会参加の促進に寄与した。	支援者や障害当事者の意見を取り入れ、よりニーズの高い内容や効果的な募集方法等を検討していく。	◎精神障害 辛かった経験を他人に伝えることで障害特性を理解してもらえらるため、自分の存在意義を見出すことができていく。※④ ◎難病患者・家族 当事者が相談にあたることで、気持ちや経験を共有できている。ピアカウンセラーの養成も行っている。	
	(5)移動・外出支援	・障害のある方への交通費等の助成 ・外出支援等のサービス提供	ふれあい乗車証・福祉タクシー利用券・自家用自動車燃料費助成券のいずれかを交付するほか、視覚障害により外出が難しい方向けの同行援護や自己判断能力が制限されている方向けの行動援護等のサービスを提供した。	助成額が年々増加しており、今後制度を持続させていくため、事業のあり方について検証を行う必要がある。	◎発達に不安のある子どもの家族 移動支援のヘルパーが不足している。特に男性のヘルパーが少ない。※⑤	
	(6)意思疎通支援	・点字・声の広報発行 ・コミュニケーションの支援	生活情報を点字・音声版で毎月発行するほか、手話通訳相談員を市役所・各区役所に配置するとともに、手話や要約筆記等の養成講座の開講・派遣を行った。	点字や墨字など個々のニーズに沿った形で情報提供を行っていくとともに、養成講座受講者の意識の向上や受講者と障害者や現役通訳者との交流の機会を設ける必要がある。	◎聴覚障害 ・専門知識を持った手話通訳者を養成してほしい。(例えば医療とか)※⑥ ◎手話通訳者・要約筆記者 通訳ボランティアの高齢化が課題と思う。※⑥	
⑤ 安心して暮らせる 生活環境の整備	(1)バリアフリー・ユニバーサルデザイン	・バスのバリアフリー化の推進 ・地下鉄のバリアフリー化の推進	ノンステップバスを25両導入した上、地下鉄の駅では、「触知案内図」「音声・音響案内設備」の設置や「下りエスカレーター」を増設等を進めている。	平成28年3月に策定された「第2期仙台市交通局バリアフリー特定事業計画(後期)」に基づき、引き続きバスと地下鉄のバリアフリー化の推進を図る必要がある。	◎肢体不自由 ・思いやり駐車場はまだ浸透していないので周知してほしい。※① ◎聴覚障害、障害者スポーツ関係団体 地下鉄東西線についてはバリアフリー化が進んでいるので良い。 ◎法人・団体 ひろひろトイレや優先駐車場が増えて外出が楽になった。 ◎一般市民 スロープや障害のある方に関するマークを見かけることが増えた。	◎バリアフリー 比較的、現在の施策に評価が多い意見が多かったが、障害理解サポーター研修や、庁内研修の実施により、市民や職員に対し、バリアフリーやシンボルマークの理解を図る。※① ◎防災・減災 今回のコロナウイルス感染防止の際も、聴覚障害者からは、情報格差が指摘された。迅速なFAX相談体制の確立を行う。※② ◎事業所支援・人材支援 人材確保セミナー・学生向け就職交流会等の実施※③
	(2)サービス提供体制の基盤整備	・生活介護事業所の整備 ・障害者福祉センターの整備	生活介護事業所の整備を進めたほか、(仮称)青葉障害者福祉センターを整備について、地域との意見交換を行った。	生活介護事業所については、需要見込みや受入可能枠の動向を見ながら、今後の整備の必要性などを検討する。	◎発達に不安のある子どもの家族 障害児から高齢まで継続してリハビリケアを対応可能なPT・STがいる施設がほしい。	
	(3)防災・減災等	・人工呼吸器装着児者等に対する災害時個別支援計画作成の推進	災害時に一人ひとりへの支援が効果的に実施できるように、難病支援連絡会等で検討し、災害時個別支援計画を新たに作成した。	作成した計画を支援者間で共有し、定期的に検証、修正を行っていく仕組み作りが必要である。	◎聴覚障害 災害時に手話通訳者がいない場合、コミュニケーションが取れないため、情報格差が起きやすい。※② ◎発達に不安のある子供の家族 東日本大震災の際、避難所における対応、福祉避難所や施設の利用など、究極のところでは選択を迫られた。	
	(4)事業所支援・人材支援	・障害福祉サービス従事者確保支援	学生と事業所若手職員との交流会 (ココロン☆ワークスペース・44名参加)や障害福祉分野の人材確保に向けた研修会(36名参加)を実施した。	人材確保・定着支援に関する取組みは、継続して実施することで本質的な効果が上がるものと考えられることから、事業内容や手法等を検討し、引き続き実施していく必要がある。	◎法人・団体 利用者の保護者からも同性介護の要望が多いが、人材が集まらない。※③	